

市区町村別集計項目(推進体制等)

静岡県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係		問4-3 計画策定の方法
					18	26	13				35					
22	100	静岡市	男女共同参画・人権政策課	1	1	1	1	静岡市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		第4次静岡市男女共同参画行動計画	2023年4月 ~ 2031年3月	1	1	
22	130	浜松市	UD・男女共同参画課	1	1	1	1	浜松市男女共同参画推進条例	2002年12月17日	2003年4月1日		第3次浜松市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
22	203	沼津市	地域自治課	1	2	1	1	沼津市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日		第5次沼津市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
22	205	熱海市	市民協働推進室	1	2	2	1	熱海市男女共同参画推進条例	2002年12月24日	2002年12月24日		第2次熱海市男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1	
22	206	三島市	政策企画課	1	2	2	1				4	三島市男女共同参画プラン(みしまアクションプラン・ハート4)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	207	富士宮市	市民交流課女性が輝くまちづくり推進室	1	2	1	1	富士宮市男女共同参画推進条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	208	伊東市	市民課	1	2	1	1				4	第3次伊東市男女共同参画あすを奏でるハーモニープラン	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
22	209	島田市	市民協働課	1	2	1	1	島田市男女共同参画推進条例	2007年6月28日	2007年7月20日		第4次島田市男女共同参画行動計画	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1	
22	210	富士市	男女共同参画室	1	1	1	1	富士市男女共同参画条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第4次富士市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	2	
22	211	磐田市	自治デザイン課 ダイバーシティ推進室	1	2	2	1	磐田市男女共同参画推進条例	2005年12月22日	2006年4月1日		第3次磐田市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
22	212	焼津市	協働推進課	1	2	1	1				4	第4次焼津市男女共同参画プラン	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1	
22	213	掛川市	ダイバーシティ戦略室	1	2	1	1	掛川市男女共同参画条例	2006年4月1日	2006年4月1日		第4次掛川市男女共同参画行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
22	214	藤枝市	藤枝市男女共同参画・多文化共生課	1	1	2	1	藤枝市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日		藤枝市男女共同参画第4次行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
22	215	御殿場市	市民協働課	1	2	1	1	御殿場市男女共同参画推進条例	2008年12月26日	2008年12月26日		御殿場市男女共同参画計画「第5次レインボープラン御殿場」	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
22	216	袋井市	協働まちづくり課コミュニティ推進室	1	2	1	1	袋井市男女共同参画推進条例	2011年6月30日	2011年7月1日		第4次袋井市男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
22	219	下田市	企画課	1	2	1	1				4	第3次下田市男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
22	220	裾野市	自治振興課	1	2	2	1				4	裾野市男女共同参画プラン はじめのいっぽIV	2024年4月 ~ 2032年3月	1	1	
22	221	湖西市	市民課	1	2	1	1	湖西市男女共同参画推進条例	2014年12月22日	2015年4月1日		第4次湖西市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
22	222	伊豆市	地域づくり課	1	2	2	2				4	伊豆市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	223	御前崎市	協働推進室	1	2	1	1				4	第3次御前崎市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	224	菊川市	地域支援課	1	2	1	1				4	第4次菊川市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
22	225	伊豆の国市	企画課	1	2	2	2				4	第4次伊豆の国市男女共同参画基本プラン	2023年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
22	226	牧之原市	地域振興課	1	2	1	1				4	第1次牧之原市男女共同参画推進計画	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1	
22	301	東伊豆町	教育委員会事務局	2	2	2	2				4	輝いてひがしいず	2006 ~	2	1	
22	302	河津町	企画調整課	1	2	2	2				4	河津町第2次男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	2	1	
22	304	南伊豆町	企画課	1	2	2	2				4	南伊豆町男女共同参画プラン	2003年4月 ~	2	1	
22	305	松崎町	教育委員会事務局	2	2	2	2				4	松崎町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
22	306	西伊豆町	教育委員会事務局	2	2	2	2				4	第2次 西伊豆町男女共同参画推進プラン	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1	
22	325	函南町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第2次函南町男女共同参画計画改定版	2022年3月 ~ 2026年2月	2	1	
22	636	清水町	産業観光課	1	2	2	1				4	第3次清水町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	2	
22	342	長泉町	生涯学習課	2	2	2	1				4	第3次長泉町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
22	344	小山町	生涯学習課	2	2	2	1				4	第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無				
					問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況					
22	424	吉田町	企画課	1	2	1	1				3	第4次吉田町男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
22	429	川根本町	経営戦略課	1	2	1	1				4	第3次川根本町男女共同参画プラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
22	345	森町	社会教育課	2	2	2	2				4	森町男女共同参画計画	2016年4月	～	2025年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

諮問機関

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等					単独	複合	施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			6							0	6	3	3	0	3	1	2
22	100	静岡市	静岡市女性会館	アイセル21	420-0865	静岡県静岡市葵区東草深町3番18号	054-248-7330	054-246-7833	https://aice121.jp		○		○				○
22	130	浜松市	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター	あいホール	433-8123	静岡県浜松市中央区幸三丁目3番1号	053-412-0351	053-412-0377	https://www.ai-hall.com		○		○				○
22	203	沼津市															
22	205	熱海市															
22	206	三島市															
22	207	富士宮市	富士宮市男女共同参画センター		418-0005	静岡県富士宮市宮原7番地の1	0544-22-0341	0544-22-0326	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/liti2b00000017q6.html		○		○		○		
22	208	伊東市															
22	209	島田市															
22	210	富士市	富士市男女共同参画センター		416-8558	静岡県富士市本市場432-1 ファインセ西館3階	0545-64-9017	0545-64-9017	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sp/machi/c1005/fmervo000001c8mo.html		○	○			○		
22	211	磐田市	磐田市男女共同参画センター	ともりあ	438-0086	静岡県磐田市見付2989-3(ワークピア磐田1階)	0538-36-1890	0538-31-2130	https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/chiiki_kouryuu/danjokyoudou/1001708.html		○	○					○
22	212	焼津市															
22	213	掛川市															
22	214	藤枝市	藤枝市男女共同参画推進センター		426-8722	藤枝市岡出山1-11-1	054-643-3198	054-643-3327	https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/so-shiki/shiminkyodo/danjokyodo/gvomu/2/danjokyoudousankakusuisinsentar/index.html		○	○			○		
22	215	御殿場市															
22	216	袋井市															
22	219	下田市															
22	220	裾野市															
22	221	湖西市															
22	222	伊豆市															
22	223	御前崎市															
22	224	菊川市															
22	225	伊豆の国市															
22	226	牧之原市															
22	301	東伊豆町															
22	302	河津町															
22	304	南伊豆町															
22	305	松崎町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他			
22	306	西伊豆町																
22	325	函南町																
22	636	清水町																
22	342	長泉町																
22	344	小山町																
22	424	吉田町																
22	429	川根本町																
22	345	森町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業													
					常勤 の 定 め が な い 職 員	非 常 勤 の 定 め が あ る 職 員		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他				
22	325	函南町																			
22	636	清水町																			
22	342	長泉町																			
22	344	小山町																			
22	424	吉田町																			
22	429	川根本町																			
22	345	森町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			17			23	1	4.3	38	4	10.5	12	0	0.0	12	0	0.0	4,765	112	2.4
22	100	静岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							953	41	4.3
22	130	浜松市				1	0	0.0	3	0	0.0							737	6	0.8
22	203	沼津市				1	0	0.0	2	0	0.0							289	11	3.8
22	205	熱海市				1	0	0.0	1	0	0.0							81	3	3.7
22	206	三島市				1	0	0.0	2	0	0.0							143	5	3.5
22	207	富士宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							125	1	0.8
22	208	伊東市	2020年10月28日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							152	6	3.9
22	209	島田市	2008年8月2日	島田市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	2	0	0.0							68	1	1.5
22	210	富士市	2009年9月9日	富士市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							387	12	3.1
22	211	磐田市				1	0	0.0	1	1	100.0							300	6	2.0
22	212	焼津市	2009年6月26日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							35	0	0.0
22	213	掛川市	2012年7月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							281	1	0.4
22	214	藤枝市	2009年6月12日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							52	1	1.9
22	215	御殿場市	2022年5月18日	御殿場市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							59	1	1.7
22	216	袋井市	2016年4月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							174	3	1.7
22	219	下田市				1	0	0.0	0	0								40	0	0.0
22	220	裾野市				1	0	0.0	2	0	0.0							85	6	7.1
22	221	湖西市	2014年5月1日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							41	1	2.4
22	222	伊豆市				1	0	0.0	1	0	0.0							128	1	0.8
22	223	御前崎市	2013年3月21日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							33	0	0.0
22	224	菊川市	2015年1月17日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							131	3	2.3
22	225	伊豆の国市	2017年2月8日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							52	0	0.0
22	226	牧之原市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
22	301	東伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
22	302	河津町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
22	304	南伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
22	305	松崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
22	306	西伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
22	325	函南町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
22	636	清水町	2019年7月24日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
22	342	長泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	2	4.8
22	344	小山町	2018年1月1日	男女共同参画社会づくり宣言事業所	1							1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
22	424	吉田町	2017年6月1日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
22	429	川根本町	2023年9月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
22	345	森町	2018年9月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	68	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づき 審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づき 委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード													
			問8-1			問8-2							(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)			問8 目標設定 の対象である 審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自治法(第202条 の3)に基づき 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条 の5)に基づき 委員会等にお ける登用状況	その他								
			目標 値 (%)	目標 達成 期限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数				女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)							総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)		
																															問8 目標設定 の対象である 審議会等の 目標及び現状 値	その他
22 636	清水町				0	0	0	0		32	27	503	197	39.2	5	3	30	8	26.7	24	4	16.7	25	4	16.0	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	
22 342	長泉町	40.0	2033年3月		25	25	290	102	35.2	法律または条令により設置されている付属機関、並びに法律により設置されている委員会及び委員	25	25	290	102	35.2	5	3	23	5	21.7	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
22 344	小山町	30.0	2027年3月		12	11	281	65	23.1		12	11	281	65	23.1	5	4	23	5	21.7	30	4	13.3	31	4	12.9	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日
22 424	吉田町	25.0	2025年3月		24	23	280	66	23.6	法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担当する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関。	24	23	280	66	23.6	5	3	31	4	12.9	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
22 429	川根本町	30.0	2028年3月		70	38	784	208	26.5	法律または条令により設置されている付属機関、並びに法律により設置されている委員会及び委員	29	19	407	85	20.9	5	2	32	4	12.5	22	0	0.0	23	0	0.0	1		1		1	
22 345	森町	50.0	2025年3月		12	11	130	36	27.7	地方自治法第202条の3に基づき審議会及び条例、設置要綱等に定められた委員会等	11	10	130	36	27.7	5	3	25	7	28.0	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1		1	

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況										調査時点コード	その他	問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他														
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職																											
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職			うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	うち女性数	女性比率(%)			係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職	うち女性数	女性比率(%)								
																																											管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数
			2,716	452	16.6	1,865	220	11.8	500	42	8.4	369	22	6.0	180	19	10.6	131	12	9.2	2,036	391	19.2	1,365	186	13.6	3,274	875	26.7	1,958	434	22.2	5,665	2,247	39.7	3,087	907	29.4					345	39	11.3	73	2	2.7		
22	100	静岡市	457	69	15.1	278	34	12.2	84	5	6.0	61	5	8.2	58	7	12.1	38	3	7.9	315	57	18.1	179	26	14.5	469	116	24.7	219	30	13.7	691	209	30.2	335	66	19.7	1				34	4	11.8	6	1	16.7	1	
22	130	浜松市	269	27	10.0	199	16	8.0	46	3	6.5	39	2	5.1	66	4	6.1	48	4	8.3	157	20	12.7	112	10	8.9	633	110	17.4	384	62	16.1	862	267	31.0	558	146	26.2	1				23	4	17.4	2	0	0.0	1	
22	203	沼津市	100	15	15.0	90	9	10.0	18	0	0.0	17	0	0.0	3	1	33.3	3	1	33.3	79	14	17.7	70	8	11.4	152	35	23.0	108	26	24.1	314	119	37.9	245	77	31.4	1				15	2	13.3	2	0	0.0	1	
22	205	熱海市	42	6	14.3	30	3	10.0	7	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	30	6	20.0	20	3	15.0	68	18	26.5	44	10	22.7	73	28	38.4	41	18	43.9	1				7	1	14.3	2	0	0.0	1	
22	206	三島市	80	16	20.0	69	14	20.3	15	2	13.3	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	65	14	21.5	56	13	23.2	77	35	45.5	54	19	35.2	117	52	44.4	82	26	31.7	1				9	1	11.1	3	0	0.0	1	
22	207	富士宮市	109	16	14.7	75	11	14.7	18	1	5.6	15	1	6.7	2	0	0.0	2	0	0.0	89	15	16.9	58	10	17.2	185	82	44.3	85	35	41.2	203	100	49.3	72	24	33.3	1				7	0	0.0	2	0	0.0	1	
22	208	伊東市	43	5	11.6	38	4	10.5	11	1	9.1	10	1	10.0	4	1	25.0	3	1	33.3	28	3	10.7	25	2	8.0	114	42	36.8	76	20	26.3	85	37	43.5	65	26	40.0	1				11	1	9.1	2	0	0.0	1	
22	209	島田市	137	35	25.5	66	6	9.1	20	3	15.0	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	117	32	27.4	54	5	9.3	95	20	21.1	54	15	27.8	211	91	43.1	85	25	29.4	1				12	0	0.0	4	0	0.0	1	
22	210	富士市	208	48	23.1	92	9	9.8	16	1	6.3	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	192	47	24.5	79	8	10.1	372	80	21.5	185	28	15.1	1,010	450	44.6	395	96	24.3	1				13	1	7.7	2	0	0.0	1	
22	211	磐田市	90	16	17.8	58	10	17.2	21	4	19.0	10	1	10.0	8	2	25.0	6	1	16.7	61	10	16.4	42	8	19.0	126	37	29.4	39	8	20.5	206	52	25.2	111	25	22.5	1				12	3	25.0	3	0	0.0	1	
22	212	焼津市	150	25	16.7	76	8	10.5	28	3	10.7	16	0	0.0	10	2	20.0	8	0	0.0	112	20	17.9	52	8	15.4	93	18	19.4	69	12	17.4	294	153	52.0	121	34	28.1	1				15	3	20.0	3	0	0.0	1	
22	213	掛川市	62	9	14.5	48	6	12.5	19	1	5.3	17	1	5.9	1	0	0.0	0	0	0.0	42	8	19.0	31	5	16.1	73	20	27.4	50	13	26.0	199	61	30.7	118	32	27.1	1				15	4	26.7	4	1	25.0	1	
22	214	藤枝市	154	30	19.5	83	15	18.1	50	7	14.0	17	3	17.6	0	0	0.0	0	0	0.0	104	23	22.1	66	12	18.2	123	30	24.4	107	28	26.2	184	86	46.7	84	37	44.0	1				14	2	14.3	3	0	0.0	1	
22	215	御殿場市	86	13	15.1	73	12	16.4	18	3	16.7	17	2	11.8	5	0	0.0	3	0	0.0	63	10	15.9	53	10	18.9	60	28	46.7	45	21	46.7	51	28	54.9	40	22	55.0	1				5	0	0.0	2	0	0.0	1	
22	216	袋井市	67	11	16.4	67	11	16.4	14	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	53	11	20.8	53	11	20.8	63	18	28.6	63	18	28.6	106	48	45.3	104	48	46.2	1				11	1	9.1	4	0	0.0	1	
22	219	下田市	21	2	9.5	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	2	9.5	18	2	11.1	18	6	33.3	11	3	27.3	29	8	27.6	27	8	29.6	1				8	0	0.0	1	0	0.0	1	
22	220	裾野市	68	7	10.3	55	5	9.1	12	0	0.0	10	0	0.0	13	2	15.4	10	2	20.0	43	5	11.6	35	3	8.6	28	11	39.3	19	6	31.6	41	17	41.5	28	9	32.1	1				8	0	0.0	0	0	0.0	1	
22	221	湖西市	55	5	9.1	43	3	7.0	13	1	7.7	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	42	4	9.5	32	3	9.4	51	9	17.6	27	4	14.8	95	33	34.7	45	14	31.1	1				10	1	10.0	2	0	0.0	1	
22	222	伊豆市	36	2	5.6	32	2	6.3	11	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	2	8.0	23	2	8.7	56	18	32.1	45	13	28.9	59	30	50.8	47	19	40.4	1				8	0	0.0	2	0	0.0	1	
22	223	御前崎市	70	18	25.7	41	3	7.3	18	4	22.2	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	52	14	26.9	31	2	6.5	90	37	41.1	36	11	30.6	162	109	67.3	44	17	38.6	1				9	1	11.1	2	0	0.0	1	
22	224	菊川市	79	25	31.6	45	7	15.6	19	2	10.5	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	60	23	38.3	33	6	18.2	37	5	13.5	26	0	0.0	164	61	37.2	77	28	36.4	1				13	1	7.7	4	0	0.0	1	
22	225	伊豆の国市	46	7	15.2	42	6	14.3	12	1	8.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	34	6	17.6	30	5	16.7	21	7	33.3	19	7	36.8	42	12	28.6	33	7	21.2	1				8	2	25.0	2	0	0.0	1	
22	226	牧之原市	58	11	19.0	49	3	6.1	13	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	45	11	24.4	36	3	8.3	27	5	18.5	26	5	19.2	51	18	35.3	40	9	22.5	1				11	1	9.1	2	0	0.0	1	
22	301	東伊豆町	14	1	7.1	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	11	0	0.0	17	3	17.6	12	2	16.7	17	3	17.6	14	2	14.3	1				4	0	0.0	1	0	0.0	1	
22	302	河津町	13	3	23.1	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	3	23.1	10	2	20.0	10	0	0.0	7	0	0.0	12	5	41.7	7	2	28.6	1				4	1	25.0	1	0	0.0	1	
22	304	南伊豆町	13	2	15.4	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	12	2	16.7	29	13	44.8																					

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
22	210	富士市	1	富士市職員旧姓使用取扱要領 第3条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい混乱又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	富士市議会	1	3	1	富士市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	長期欠席による減額規定はあるが、出産に関するものは対象外としている	1	1	1	1	1	2
22	211	磐田市	1	磐田市職員旧姓使用取扱要領 全文	磐田市議会	1	2	1	磐田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
22	212	焼津市	4		焼津市議会	1	3	1	焼津市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2		1	1	1	1	1	1
22	213	掛川市	1	掛川市職員旧姓使用取扱要領 旧姓使用取扱要領のため全9条すべて該当します。	掛川市議会	1	2	1	掛川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けなければならない。	2		1	1	1	1	1	2
22	214	藤枝市	1	藤枝市職員旧姓使用取扱要領 この要領は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が改姓(婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めること、以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定めるものとする。	藤枝市議会	1	2	1	藤枝市議会会議規則 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2
22	215	御殿場市	2		御殿場市議会	1	2	1	御殿場市議会会議規則 第2条【略】 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
22	216	袋井市	2		袋井市議会	1	4	2		2		1	1	1	1	1	1
22	219	下田市	1	下田市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	下田市議会	1	2	1	下田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
22	220	裾野市	2		裾野市議会	1	2	1	裾野市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
22	221	湖西市	1	湖西市職員旧姓使用取扱要領 全文	湖西市議会	1	2	1	湖西市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2
22	222	伊豆市	1	伊豆市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 3 前項の旧姓使用承認申請書は、伊豆市職員服務規程(平成16年伊豆市訓令第10号)第4条の履歴事項変更届に添えて提出するものとする。ただし、総務課長が必要と認めた場合は、この限りでない。	伊豆市議会	1	2	1	伊豆市議会会議規則 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を附し、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
22	223	御前崎市	1	御前崎市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。	御前崎市議会	1	2	1	御前崎市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
22	224	菊川市	2		菊川市議会	1	2	1	菊川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7												
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
22	225	伊豆の国市	2	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	伊豆の国市議会議員規則 第2条 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1			
22	226	牧之原市	2						牧之原市議会議員規則 (第2条第2項) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2		
22	301	東伊豆町	2						東伊豆町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が産出のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	
22	302	河津町	1	河津町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、河津町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができるものは、次に掲げるものとする。 (1) 職員録、名刺その他本人に氏名が記載されたもの (2) 法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの (3) 法令に基づかない通知文等で、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの。ただし、町の情報処理システムを使用し作成するもので旧姓への変更が容易でないものを除く。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める軽易な文書等 2 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。					河津町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が産出のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
22	304	南伊豆町	4						南伊豆町議会議員規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1			
22	305	松崎町	2						松崎町議会議員規則 第2条第2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が産出のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1			
22	306	西伊豆町	4														4	4	4	4	4			
22	325	函南町	4						函南町議会議員規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							1	1	1	1	1	1		
22	341	清水町	1	清水町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長に届け出なければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、改姓日から1か月以内に清水町役場勤務規則(昭和54年規則第6号)第54条の規定に基づく履歴事項変更届に添えて提出するものとする。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。					清水町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が産出のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1								1	1	1	1	1	1	
22	342	長泉町	1						長泉町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
22	344	小山町	2						小山町議会規則 第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内	2							1	1	1	1	1			

調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメントを防止している規定(倫理規程等)がある 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設けている 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用している又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	0	8			12	5	0	3			17	
		1	4	7	5	2	2	8	7	5	12		18	
		0	1	20			15	8	30	0			0	
		34	30							20				
22	100	静岡県	4	4	1								1	地域防災計画 【一般対策編第2章第34節】 市は、男女共同参画の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内における連絡調整を行い、また、市女性会館が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画センター(市女性会館の役割)について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
22	130	浜松市	4	4	3								2	
22	203	沼津市	4	4	2								2	
22	205	熱海市	4	4	3								2	
22	206	三島市	4	4	1								1	地域防災計画 第19節 男女共同参画の観点からの災害対応体制整備 市は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、男女共同参画の視点を庁内及び避難所等における災害対応に取り入れるなど、男女共同参画の観点からの災害対応の推進に努める。
22	207	富士宮市	4	4	1								2	富士宮市議会議員政治倫理条例 第5条 議員は、次に掲げる事項(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (5) 発言又は情報発信を行う場合(第三者をしてこれらを読み替える場合を含む。)は、公職にある者としての責任と自覚を持ち、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。 (6) 地位を利用した嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
22	208	伊東市	4	4	3								1	伊東市地域防災計画 市及び県は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が防災部局と協力し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。
22	209	島田市	4	4	2								1	島田市地域防災計画 共通対策編 第17節 男女共同参画の観点からの災害対応体制整備

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラメント防止に関する取組(ハラメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	ハラメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラメント防止に関する規定(倫理規 2. ハラメントに関する議員向け相談窓口 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
22	210	富士市	2	2	3			1	3	3	4		議会モニタ選任に当たり、全体の男女比を考慮しながら選考している。	1	富士市地域防災計画 共通対策編 第2章 第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における男女共同参画の視点に立った防災活動の推進拠点となるよう、防災担当と男女共同参画担当が共通認識のもと連携し、平時及び災害時における取組を行う。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っているが、今後、取組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取組む予定はない。 3. 行っており、今後、取組む予定はない。 4. なし	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規程)がある	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、研修において利用する予定である。 3. 研修において利用している又は現在は研修を行っており、今後、研修で利用する予定もない。	1. 行っているが、今後、取組む予定はない。 2. 行っていないが、今後、取組む予定はない。 3. 行っており、今後、取組む予定はない。 4. 行っていないが、今後、取組む予定はない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
22	211	磐田市	4	4	3					3				2	
22	212	焼津市	4	4	3					3			焼津市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名等を使用することができる。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏	2	
22	213	掛川市	4	4	2					1	1	2	4	1	掛川市地域防災計画 第36節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 また、全国女性会館協議会が運営する「防災時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク(通称 相互支援ネットワーク)」を活用し、男女共同参画センター、男女共同参画所等間の相互支援を図るものとする。
22	214	藤枝市	4	2	3					1	3	3	2	1	藤枝市地域防災計画 第29節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び指定避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 また、市は、災害対応における女性の参画を拡大するため、藤枝女性防災ネットワークを中心に、男女共同参画地区推進員及び女性団体等と連携し、自主防災組織に対して、防災役員への女性の登用及び女性の視点から入れた防災資機材の整備等、男女共同参画の視点からの災害対応体制に努めることを周知する。
22	215	御殿場市	4	4	1	1				2	2	3	4	1	御殿場市地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが開設された場合は、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
22	216	袋井市	4	2	1	1				3			2	1	袋井市地域防災計画 第24節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターを地域における防災活動の推進するための施設として活用できるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、危機管理課と協働まちづくり課が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18		問13
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した政治分野におけるハラスメント防止研修教材「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規程)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がないが、運用上認めない。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
22	219	下田市	4	4	3			3		3	1	下田市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第1条 この規程は、下田市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名(以下「議員氏名」という。)に通称名等を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (使用できる通称名等) 第2条 議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める通称名等を議員氏名に使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏に変更があった場合 変更前の戸籍の氏による氏名	1	下田市地域防災計画 市は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1		
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の実施に努めていることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
22	220	裾野市	4	4	3				3		3	4		2		
22	221	瀬西市	4	4	3				1	1	3	4		2		
22	222	伊豆市	4	4	1	1		伊豆市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (8) セクハラ・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	2	3	4	1	伊豆市地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第22節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 市は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。また、平時から男女共同参画の視点から配慮した避難所の開設・運営の在り方について、避難所運営マニュアル等に記載しておくとともに、指定避難所とその地域の住民等による組織を作り、訓練等を通じ、災害時に避難所を円滑に開設・運営できるように努めるものとする。		
22	223	御前崎市	4	4	1		3	ハラスメント防止に関する規定の制定を検討している。	1	3	3	4	1	御前崎市地域防災計画 第1編 共通対策編 第2章 災害予防計画 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部長が災害対応について行内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部長及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部長と男女共同参画担当部長が連携し明確化しておくよう努めるものとする。		
22	224	菊川市	4	4	3				3		3	2	1	菊川市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部長が災害対応について行内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部長及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部長と男女共同参画担当部長が連携し明確化しておくよう努めるものとする。		
22	225	伊豆の国市	4	4	1	1	2	伊豆の国市議会議員のハラスメントの防止等に関する規定 第1条 この規約は、すべての議員、市職員、市民が個人として尊重される社会を実現するため、ハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現を目指し、必要な事項を定めるものとする。	3		3	4	1	伊豆の国市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部長が役割について、防災担当部長と男女共同参画担当部長が連携し明確化しておくよう努めるものとする。		
22	226	牧之原市	4	4	3				3		3	4		2		
22	301	東伊豆町	4	4	2				2	3	3	4		2		
22	302	河津町	4	4	2				2	3	3	4		2		
22	304	南伊豆町	4	4	3				3		3	4		2		
22	305	松崎町	4	4	3				2	2	3	4		2		
22	306	西伊豆町	4	4	3				3	0	3	4		2		
22	325	函南町	4	4	3				3		3	4	1	函南町地域防災計画 町は男女共同参画の視点から、防災会議の委員長に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部長が災害対応について、行内及び避難所等における連絡調整を行うとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部長の役割について、防災担当部長と男女共同参画担当部長が連携し明確化しておくよう努めるものとする。		
22	341	清水町	4	4	3				3		3	2		2		
22	342	長泉町	4	4	2				1	2	2	4	1	長泉町地域防災計画 第2章 災害予防計画 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備		
22	344	小山町	4	4	3				1	3	3	4	1	小山町地域防災計画 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部長が災害対応について行内及び避難所等における連絡調整を行うよう努めるものとする。		
22	424	吉田町	4	2	3				1	3	3	4		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	広報紙等を活用し、女性の政治参加を促すように周知している	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
22	429	川根本町	4	4	2			2	2	2	4		2	
22	461	森町	4	3	3			3		3	2		2	